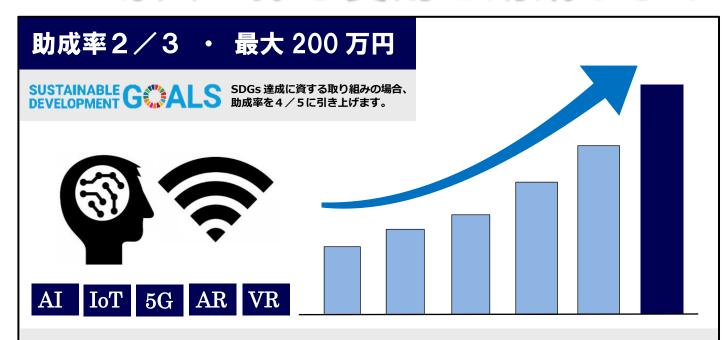
生産性向上・新たなビジネス創出のための

DX導入に係る費用を助成します



(活用例)

- ■工場の機械にセンサーをつけてデータを収集・分析し、機械の予知保全、生産の渋滞予測(製造)
- ■熟練者の技能をデータ化し、作業者への訓練・指示、作業不具合の検知、遠隔指導などの新たな サービス(製造)
- ■RFID タグを用いた倉庫管理と自動受発注(運輸・建設)
- ■AR(拡張現実)を用いた建設現場での作業指示(建設)
- ■センサーとクラウドを用いた食品の衛生管理データの自動収集・監視・記録による HACCP 対応 (飲食・食品製造)
- ■AI による顧客の分析・予測・マーケティングへの活用(飲食・小売)
- ※ 本助成金とは別に、「IT(ソフトウェアなど)導入」の費用を助成する制度があります。 詳細は、区HP(右下二次元コード)をご覧ください。

【申請受付】令和7年 11月 14日(金)午後5時まで

書類審査(11 月中旬~下旬) ▶プレゼンテーション審査(12 月 10 日)▶ 助成対象決定(12 月下旬)▶ 助成額確定・交付(R8.3.13 まで)

江戸川区デジタル技術活用促進助成事業

検索





お問い合わせ・ 相談・受付窓口 江戸川区産業経済部経営支援課相談係(江戸川区役所東棟1階2番窓口)

電話:03(5662)0525 ファクシミリ:03(5662)4896

デジタル技術活用促進助成事業(DX導入)

(1) 区内中小企業者等(注1) 又は 中小企業者等(注1)で構成された中小企業グループ(注2) (注1) 区内に本社を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者等(詳細は募集要項をご覧ください。) (注2) グループによる申請の場合、次の要件すべてを満たすものが対象になります。 ① (注 1)の規定に該当する中小企業者の中から代表企業を設定し、代表企業はグループを代表して申請書及び実績報告書を提出し、 助成金を請求及び受領すること。 ② グループ構成企業の2/3が区内中小企業者等で構成されていること。 ③ 構成するすべての中小企業者が、後述の(2)~(4)の要件を満たしていること。 ④ 代表企業は共同実施する助成事業の中核として運営・管理する責任を負うこと。 ⑤ 代表企業及びグループ構成企業は助成事業の主旨、募集要項を確認の上、代表企業を中心に協力的に本助成事業を推進してくこと。 ⑥ 代表企業はグループ構成企業と助成事業の実施に係る役割、費用分担、持ち分及び瑕疵への対処方法等を定めた契約を結び、申請 時に提出すること ⑦ 代表企業が、事業経費の負担割合等を考慮した一定以上の成果物に対する権利を有すること。 ※申請時に契約書等書面にて確認させていただきます。また、グループ内でトラブルが生じた際、区はその責めを負いません。 助成対象者 (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと ※ 個人事業者の場合は、住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写しが必要です。 (3) 東京信用保証協会の保証対象業種若しくは農林水産業を営んでおり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を 営む事業者でないこと。 (5) 過去に本助成事業の採択を受けていないこと。 (6) 助成対象期間内(4月1日~翌年3月13日)に事業が完了すること。 (7) 申請事業に係る国、東京都(公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。) 又は 江戸川区における他の補助等を受けていないこと。 (8) 申請時点で区の実施する**中小企業DX促進・伴走支援事業(DX応援隊)**の伴走支援を1回 以上受けたことがあること(当該事業のセミナーや発表会等への参加はカウントしない) 生産性の向上及び新たなビジネスの創出に資する、DX(※)導入 ※単なる機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に 接続され、各種の情報・データを収集、解析、活用する技術であって、付加価値を創出するものを指します 助成対象事業 (AI · IoT · 5G · AR · VR 等)。 ※デジタル技術の活用は、目的ではなく手段です。自社や顧客のどうような課題を解決したいのか、何を 実現したいのかを考えることが重要です。 助成対象期間 令和7年4月1日(火)~ 令和8年3月13日(金) 機械装置等(専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・ 器具及びパッケージソフトウェア)の購入、製作、借用、改良、 機械装置費 据付け及び修繕に要する費用 ※事業目的以外の機械等は対象外とする。 コンサルティング及びシステム設計・開発委託に要する費用 委託費 既保有の工作機械装置等の設計、改造及び電気工事等の外注作業に 外注費 要する費用 インターネットやネットワークを介して情報を蓄積するサーバーの クラウド使用料等 助成対象経費 利用料等 ※詳しくは区ホームペ 専門家依頼経費 専門家から技術指導を受ける場合に要する費用(謝金、旅費等) -ジより募集要項を ダウンロードの上ご デジタル技術習得経費 デジタル技術を習得するのに要する費用(講習受講料、教材費等) 確認ください。 その他、区長が補助対象として適当であると認めるもの その他の経費 ① 特定の経費区分に著しく偏った事業は、本助成事業の対象となりません。 (例:設備投資のみを目的としている場合等) ② 以下の内容については、本助成事業の助成対象経費となりません。 ア 当該事業に直接関係の無い、又は明確に特定できない経費 注意事項 イ 助成対象期間外に支払った経費 ウ 資料作成等に係る事務的経費 (対象外経費について) エ 人件費(専門家依頼経費を除く) オ飲食、娯楽、接待等の経費 力 間接経費(消費稅、振込手数料、光熱水費、印紙稅等) キ その他区長が助成対象経費と認めないもの

助成金額

助成対象経費の3分の2以内/限度額 200 万円

SDGs 達成に資する取り組みの場合、助成率を5分の4に引き上げ ※詳細は募集要項をご覧ください。